

静岡市産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領

制定	平成24年4月1日
改正	平成24年7月9日
	平成24年10月1日
	平成25年4月1日
	平成26年4月1日
	平成28年6月1日
	平成29年10月1日
	平成31年4月1日
	令和2年4月1日
	令和3年9月1日
	令和8年4月1日

(目次)

- 第1 目的
- 第2 用語の定義
- 第3 収集運搬業の許可申請又は届出等
- 第4 処分業の許可申請又は届出等
- 第5 許可証
- 第6 申請者等の適格性の照会事務

第1 目的

この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業の許可の事務処理に関し、一般的な事項を定めることにより、事務の円滑な運用を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

- 1 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。
- 2 政令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。
- 3 省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。
- 4 条例 静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成21年静岡市条例第6号）をいう。
- 5 規則 静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成15年静岡市規則第167号）をいう。
- 6 審査基準 静岡市産業廃棄物処理業等許可に関する審査基準（平成25年策定）をいう。
- 7 指導指針 静岡市産業廃棄物処理業等許可に関する行政指導指針（平成25年策定）をいう。
- 8 役員 業務を執行する社員（会社法（平成17年法律第86号）第590条に規定する持分会社の業務を執行する社員をいう。）、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（株式会社の監査役、公益法人・協同組合の理事、監事等をいう。）をいい、相談役、顧問その他いかなる名

称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

※会計参与及び定款の定めにより監査の範囲を会計に関するものに限定された監査役（以下「会計参与等」という。）

については、法人の業務を執行する権限及び法人に対する支配力を有しない機関であり、会社法上の役員には該当するものの法上の役員には通常該当しない。ただし、会計参与等であってもその職務の権限を越えて実質的に支配力を有する場合には法上の役員に該当し得る。

- 9 出資者等 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。
- 10 使用人 政令第6条の10に規定する使用人をいう。
- 11 医師の診断書等 「精神の機能の障害等により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを証する医師の診断書」又は「後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第4条第1項に規定する後見登記等ファイルに成年被後见人又は被保佐人とする記録がないことを証明するものとして登記官が交付する証明書」をいう。
- 12 ポリ塩化ビフェニル廃棄物 政令第2条の4第5号イ、ロ又はハに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物をいう。
- 13 収集運搬ガイドライン PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（平成16年3月（平成23年8月改訂）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）をいう。
- 14 低濃度PCB廃棄物 無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成18年7月26日環境省告示第98号）第2項に掲げる産業廃棄物をいう。（低濃度PCB含有廃棄物と微量PCB汚染廃電気機器等を合わせたもの）
- 15 微量PCB汚染廃電気機器等 無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成18年7月26日環境省告示第98号）第2項第1号イ、第2号イ及び第3号イに掲げる産業廃棄物をいう。
- 16 低濃度PCB収集運搬ガイドライン 低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（令和元年12月環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）をいう。
- 17 優良認定 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第2項、同条第7項、第14条の4第2項、同条第7項の許可の更新の際に併せて、当該許可に係る事業の実施に関し優れた能力又は実績を有するものとしての基準に適合することについて市長の認定を受けることをいう。
- 18 水銀含有産業廃棄物 政令第6条第1項第1号ロに規定する水銀使用製品産業廃棄物及び政令第6条第1項第2号ホに規定する水銀含有ばいじん等をいう。

第3 収集運搬業の許可申請又は届出等

第3-1 収集運搬業の許可申請

(1) 許可申請書等

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び新規許可申請、更新許可申請又は変更許可申請の区分に応じ、下表の申請書様式に必要な書類を添付させ、必要部数を市長宛てに

提出させること。

なお、申請書副本は、申請書受理後に受領印を押印し、申請者に返却するものとする。

区 分		申請書様式	添付書類	提出部数	
産 業 廃棄物	新規許可	産業廃棄物収集運搬業許可申請書 (省令様式第6号)	別紙1 (特別管理)産業 廃棄物収集運搬 業許可申請書添 付書類チェック リストによる。 内容及び留意事 項は下記(3)の とおり。	正本1部 副本1部	
	更新許可				
	変更許可	産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可 申請書 (省令様式第10号)			
特別管 理産業 廃棄物	新規許可	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申 請書 (省令様式第12号)			
	更新許可				
	変更許可	特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲 変更許可申請書(省令様式第16号)			

(注) 添付書類はチェックリストの順に並べ、インデックスを貼付する等により整理して提出させること。

(2) 許可申請書受理の際の留意事項

ア 静岡市内だけで収集運搬することが明らかな場合や、静岡市内で積替え保管を行う場合を除いて、平成23年4月1日施行の法改正について説明し、静岡市の許可の必要性について確認すること。

イ 特別管理産業廃棄物収集運搬業の申請にあたっては、特別管理産業廃棄物だけを収集運搬することが明らかな場合を除いて、産業廃棄物収集運搬業の許可も併せて取得するよう指導すること。

ウ 申請書の受理にあたっては、必要事項の記載や添付書類の有無を確認し、申請の適正を期すこと。特に、申請書の「申請者」欄から「令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)」欄までの各欄については、氏名又は名称(振り仮名を含む。)、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所が漏れなく記載されていることを確認し、申請書に添付される住民票の写し又は登記事項証明書(履歴事項全部証明書)と照合すること。

「申請者」欄等においては、氏名(法人にあつては代表者等の氏名)が記名されていることを確認すること。

取り扱う産業廃棄物の種類については、石綿含有産業廃棄物を含むか否かを明らかにすること(廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、汚泥に限る。)。また、水銀含有産業廃棄物を含むか否かを明らかにすること(水銀含有ばいじん等については、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじんに限る。))。

エ 法人が行う申請であつて、事業場の代表者等が法人の代表者に代わつて当該申請を行う権限を有することが委任状等により確認できる場合には、当該事業場の代表者等による申請で差し支えないこと。

オ 更新許可申請書は標準処理期間（40日）を考慮し、許可期限日の3箇月前から40日前までの提出を原則とすること。

更新許可申請書の受付後に、5年又は7年の許可期間を経過しても、その更新許可申請に対する行政処分が行われるまでの間は、従前の許可がその効力を有することとなるので、その旨を申請者に伝えること。また、5年又は7年の許可期間後に更新許可をした場合の有効期間は、従前の許可期間満了の日の翌日から起算すること。

カ 更新許可申請を許可期間内に行わない場合は、期間の経過によってその効力を失うこととなるので、その後の申請は、更新許可申請ではなく新規許可申請扱いとなること。

キ 更新許可申請の際、繰上げ更新（従前の許可期間内の日を始期とする更新許可をいう。以下同じ。）を希望する場合には、その旨とともに、希望する始期を申請書に朱書きさせること。

ただし、更新許可申請に併せて新たに優良認定を受けようとする場合については、最初の許可を受けてから5年に満たない者は繰上更新に併せての優良認定は認められないこと。

ク 更新許可申請の際、事業範囲の変更又は一部廃止を行う場合には、別途、変更許可申請又は一部廃止届をする必要があること。

ケ 変更許可申請書の「許可に係る事業範囲」欄には、変更前の事業の範囲を記載するのであること。

コ 変更許可により許可証の「許可の有効年月日」は変わらないものであること。

（3）添付書類の内容及び留意事項

許可申請の区分に応じ、申請書に添付すべき書類は、別紙1「（特別管理）産業廃棄物収集運搬業許可申請書添付書類チェックリスト」のとおりであるが、その内容と留意事項は次のとおりである。

なお、当該書類が何度も発行される性質のものでない場合を除いて、第三者が証明等を行った書類については、原本を添付させるものとする。

ただし、産業廃棄物収集運搬業の許可申請と産業廃棄物処分業の許可申請とを同時に行う場合の共通する添付書類については、一方の添付書類はその写しを添付すれば足りるものとする。

また、産業廃棄物収集運搬業の許可申請と特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請とを同時に行う場合は、共通する添付書類を省略できるものとする。この場合は、書類の添付を省略する申請書に、指導指針様式第4号の添付書類省略理由書を添付させること。

変更許可申請の場合は、変更後の書類のほか、変更前の書類も添付させること。なお、記載内容に一切変更がない書類については、「変更前後」と明記のうえ、1枚のみ添付することとして差し支えない。

① 事業計画の概要を記載した書類

ア 事業計画の概要は、省令様式第6号の2第1面から第5面に記載するものとする。

- イ 省令様式第6号の2第1面中「(特別管理)産業廃棄物の種類」欄には、混合物であっても個々の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類を記入させること。
- ウ 省令様式第6号の2第1面中「予定排出事業場の名称及び所在地」欄及び「予定運搬先の名称及び所在地」欄には、産業廃棄物の種類ごとにそれぞれ1者以上が記載されていれば足り、全ての排出事業場又は運搬先を記載させる必要はないこと。
- エ 省令様式第6号の2第1面の産業廃棄物の種類欄に、石綿含有産業廃棄物を含む又は含まない旨を明記すること。また、当該品目の予定運搬先での処分方法について、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第3版)」(令和3年3月環境省環境再生・資源循環局)等を参考に処理基準に適合するか確認すること。
- オ 省令様式第6号の2第5面に、石綿含有産業廃棄物の収集運搬の基準を遵守するため、石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第3版)等を参考に必要な措置を記載させること。
- カ 省令様式第6号の2第1面の産業廃棄物の種類欄に、水銀含有産業廃棄物を含む又は含まない旨を明記すること。なお、水銀使用製品産業廃棄物に係るものについては、具体的な対象を示すこと。また、当該品目の予定運搬先での処分方法について、「水銀廃棄物ガイドライン(第3版)」(令和3年3月環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課)等を参考に処理基準に適合するか確認すること。
- キ 省令様式第6号の2第5面に、水銀含有産業廃棄物の収集運搬の基準を遵守するため、水銀廃棄物ガイドライン等を参考に必要な措置を記載させること。
- ② 事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- ア 運搬車両の平面図等については、次の書類をもって足りること。
- (ア) 車庫の配置図及び付近の見取図
- (イ) 運搬車両の前面(真正面)(トレーラー類の場合は後面)及び側面(真横)を撮影した写真を省令様式第6号の2第6面に貼付すること(自動車登録番号、省令第7条の2の2第1項に規定する事項の表示及び車体形状が判読できるものに限る。)。ただし、他方向から撮影されたものであっても、自動車登録番号、省令第7条の2の2第1項に規定する事項の表示及び車体形状が判読できれば可とする。なお、判読不可の場合は、適宜写真を追加すること。
- (ウ) 運搬容器の仕様書又は写真(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、運搬容器の構造図及び写真)
- なお、運搬容器の写真は、省令様式第6号の2第7面に貼付すること。
- イ 申請者が法人の場合には本社及び事務所の付近の見取図、申請者が個人の場合には自宅及び事務所の付近の見取図を添付させること。
- ウ 感染性産業廃棄物の運搬施設は保冷車が望ましいが、十分な強度を有する密閉容器で運搬し、速やかに処分する場合は、必ずしも保冷車であることを要しないものであること。

エ 産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物収集運搬業とで使用する運搬車両が重複しても構わないが、産業廃棄物と特別管理産業廃棄物とを混合して運搬してはならないものであること。

オ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、次の条件を満たすこと。

(ア) 低濃度PCB廃棄物に限定する場合を除き、運搬容器として、収集運搬ガイドライン第3章3.2に掲げる「漏れ防止型の金属製容器」又は「移動タンク貯蔵所」を有すること。なお、運搬しようとするポリ塩化ビフェニル廃棄物が大型であり「漏れ防止型の金属製容器」に収納できないものについては、金属製の容器（運搬容器以外の容器をいう。）に密閉した上で、かつ、運搬容器として次に掲げる要件を備えた収集運搬ガイドライン第3章3.2に掲げる「漏れ防止型の金属製トレイ」を有すること。

a 材質は、ステンレススチール製（再使用しない「漏れ防止型の金属製トレイ」にあつては、鉄製又はステンレススチール製）であること。

b 構造は、次に掲げる要件を備えたものであること。

(a) 密閉できることその他のポリ塩化ビフェニルの漏洩を防止するために必要な措置（容器に所要の空間容量を有し、性状に応じた吸収材が使用されていること等）が講じられていること。

(b) 収納しやすいこと。

(c) 損傷しにくいこと。

(イ) 低濃度PCB廃棄物に限定する場合は、低濃度PCB収集運搬ガイドライン 第Ⅲ部3章3.1に掲げる運搬容器を有すること。また、微量PCB汚染廃電気機器等に限定する場合は、低濃度PCB収集運搬ガイドライン 第Ⅱ部3章3.1に掲げる運搬容器を有すること。

(ウ) 運搬容器に「PCB」（低濃度PCB廃棄物に限定する場合には、「低濃度PCB」、微量PCB汚染廃電気機器等に限定する場合は「微量PCB」）及び収集運搬に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類、運搬車に「PCB」（低濃度PCB廃棄物に限定する場合には、「低濃度PCB」、微量PCB汚染廃電気機器等に限定する場合は「微量PCB」）の表示がされていること。

(エ) 応急措置設備等及び連絡設備等が備え付けられた運搬施設を有すること。

a 「応急措置設備等」については、保護衣、吸収材等のポリ塩化ビフェニル廃棄物の飛散、流出又は地下浸透を防止する際に用いる器具、消火器等の他、応急措置の内容を記載した書類等が常備されていること。応急措置設備・器具リストとして指導指針様式第6号を添付すること。その際、次の点に留意すること。

・同様式の番号①から⑩までに掲げる設備等を全て保有しており、その数量は作業従事者の数と比較して妥当であること。

・同様式の番号①から⑧までに掲げる設備等の写真又は図面が添付されているこ

と。

b 「連絡設備等」については、携帯電話等の通信手段を備え、事故等の緊急時に関係者に速やかに通報できるものとし、緊急時連絡先を記載した書類等が常備されていること。緊急時対応マニュアルとして指導指針様式第7号を添付すること。

また、低濃度PCB廃棄物又は微量PCB汚染廃電気機器等に限定する場合を除き、通信手段として全地球測位システム（GPS）による運行状況管理システムを備え、運搬車両にその運行状況等の情報を発信する車両運行状況発信装置を搭載していること。

このとき、全地球測位システム（GPS）の機種・機能が分かる書類（カタログなど）が添付されており、次のことが確認できること。

- ・車両運行状況発信装置は、車両に固定して使用し、他の車両には用いない構造であること。
- ・事業所において収集運搬車両の位置及び運行状況を随時確認できること。

カ ポリ塩化ビフェニル廃棄物を含む特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請にあつては、次の点に留意すること。

- ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）へ搬入する収集運搬業者からの申請にあつては、申請者に係る豊田市との協定及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社の認定の状況を確認すること。

③ 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）を証する書類

ア 運搬車両の登録等を証する書類（自動車検査証等）の写しを添付させること。

その際、所有者＝使用者＝申請者である場合のほかは、使用者＝申請者の場合のみ使用する権原を有すると認めることとする。ただし、使用者が申請者でない場合であっても、申請者が法人で、使用者が法人の代表者、役員又は使用人であり、かつ当該車両を専ら法人が使用することが明らかな場合はこの限りではない。

なお、運搬車両とその使用者を併せて雇車・雇用する場合は、雇用契約書、雇用保険被保険者証の写し、雇入通知書等の雇用関係が確認できる書類を添付させ、申請者の業務のみに従事することを確認すること。

イ 既に他の許可業者が届け出て使用している運搬車両は認められないものであること。

ウ 自動車検査証等の有効期間は、申請書を受理する時点で満了となっていないこと。

エ 積載物品の制限

(ア) 土砂等

自動車検査証の備考欄に「積載物品は、土砂等以外のものとする。」と記載されている車両は、過積載を防止する目的から、専ら土砂等のみの積載はできないものであること。

なお、土砂等の解釈は、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法及び同施行令に規定されているとおりであるが、コンクリート、

れんが、モルタル、しっくいその他これに類する物のくずに、ガラスくずは含まれないとされている。

参考：土砂等とは、以下のものをいう。

- ・ 土
- ・ 砂利（砂及び玉石を含む。）
- ・ 砕石
- ・ 砂利（砂及び玉石を含む。）又は砕石をアスファルト又はセメントにより安定処理した物及びアスファルト・コンクリート
- ・ 鉱さい、廃鉱及び石炭がら
- ・ コンクリート、れんが、モルタル、しっくいその他これに類する物のくず
- ・ 砂利状又は砕石状の石炭石及びけい砂

(イ) タンク車で廃油を運搬する場合は、自動車検査証の備考欄に消防法別表第一第四類引火性液体の品名又は廃油が記載されていること。

(ウ) タンク車で廃酸、廃アルカリを運搬する場合は、自動車検査証の備考欄に消防法別表第一第六類酸化性液体の品名又は汚水が記載されていること。

オ 運搬船については、船舶国籍証書又は船舶検査証書の写しにより所有者を確認すること。また、事業の実施に当たって傭船契約を締結する場合には、傭船契約書の写しを添付させること。

④ 事業を行うに足る技術的能力を説明する書類

ア 事業を行うに足る技術的能力を説明する書類は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程の修了証の写しとする（必要に応じて、同センターのwebマイページの確認画面の写し（合格になっているものに限る。）を添付することにより、これに代えることができるものとする。この場合、修了証を受領後速やかにその写しを提出するものとする。）。

イ アの講習の修了者は、申請者（法人の場合には、その代表者又は業務を行う役員をいう。）、使用人又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者とする。修了者が業を行おうとする区域に存する事業場の代表者である場合は、その旨を指導指針様式第1号により証明させること。

なお、法人の監査役は業務を行う役員とは考えられないので、修了者が監査役の場合は、申請者の能力に係る基準を満たしていないものとして取り扱うこと。

ウ 許可申請の区分に応じ、修了すべき講習の種類と修了時期は下表（審査基準別紙1）のとおりとする。

なお、繰上げ更新の講習の修了時期については新規許可と同様に取り扱うこと。

区 分	講習の種類	講習の修了時期
-----	-------	---------

産業廃棄物	新規許可	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の収集・運搬課程	申請受付日から起算して5年前の日以降
		特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の収集・運搬課程	申請受付日から起算して5年前の日以降
		産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）の収集・運搬課程 【注1】	申請受付日から起算して2年前の日以降
	更新許可	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の収集・運搬課程	許可期限日から起算して5年前の日以降
		特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の収集・運搬課程	許可期限日から起算して5年前の日以降
		産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）の収集・運搬課程	許可期限日から起算して2年前の日以降
	変更許可	直近の新規許可又は更新許可時に有効として取り扱った講習会の修了証の写しは、当該修了者が引き続いて在籍する場合には、受講時期を問わず有効とする。	
特別管理産業廃棄物	新規許可	特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の収集・運搬課程	申請受付日から起算して5年前の日以降
		産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）の収集・運搬課程 【注2】	申請受付日から起算して2年前の日以降
	更新許可	特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の収集・運搬課程	許可期限日から起算して5年前の日以降
		産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）の収集・運搬課程	許可期限日から起算して2年前の日以降
	変更許可	直近の新規許可又は更新許可時に有効として取り扱った講習会の修了証の写しは、当該修了者が引き続いて在籍する場合には、受講時期を問わず有効とする。	

【注1】 次のいずれかに該当するときに限る。

- ・他の自治体において、既に産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けているとき。
- ・既に産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている個人事業者が法人化する場合であって、講習の修了者が同一であるとき。

【注2】 次のいずれかに該当するときに限る。

- ・他の自治体において、既に特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けているとき。
- ・既に特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている個人事業者が法人化する場合であって、講習の修了者が同一であるとき。

エ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、その業務に直接従事する者（安全管理責任者、運行管理者、運転手、作業員を含む。）が、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習」を修了した者であることとし、それを証するものとして、修了証の写しを添付させるとともに、指導指針様式第8号のポリ塩化ビフェニル廃棄物収集運搬業作業従事者名簿を添付させること。

⑤ 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法は、省令様式第6号の2第8面に記載するものとする。

⑥ 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（申請者が法人である場合）

ア 法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は、法人税納税証明書（その1納税額等証明用）とし、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は確定申告書に添付して税務署に提示するものと同じのものとする。

また、個別注記表の内容の確認に当たっては、重要な会計方針に係る事項に関する注記、貸借対照表に係る注記、損益計算書に関する注記、株主資本等変動計算書に関する注記及びリースにより使用する固定資産税に関する注記について確認すること。

イ 事業開始後、定款で定める第一期の決算期を迎えていない者については、会社法第435条第1項又は第617条第1項に規定する会社設立時の貸借対照表を添付すれば足りるものとする。

ウ 設立年度により3年分の書類が添付できない場合には、1年分又は2年分の書類を添付すれば足りるものとする。

エ 直前3年の間に事業年度の変更があった場合、直前3期分の書類を添付すれば足りるものとする。

オ 法人税未納税者については、一般に、事業を継続して行うに足りる経理的基礎を有しているとは考えられないので、納税指導を行うこと。なお、納税の猶予又は納付委託等の措置がとられている者についてはこの限りでない。

カ 直前3年の各事業年度の当期純利益（損失）がすべて損失になっている場合は、損失の原因と今後の経営改善に関する計画書を添付させること。

⑦ 資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（申請者が個人である場合）

ア 資産に関する調書は、省令様式第6号の2第9面とする。

イ 所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は、所得税納税証明書（その1納税額等証明用）とする。ただし、申請者が直前3年間に給与所得者であった場合には、給与所得期間の所得税納税証明書は発行されないため、源泉徴収票や住民税納税証明書等を所得税納税証明書とみなす。

- ウ 所得税未納税者については、一般に、事業を継続して行うに足る経理的基礎を有しているとは考えられないので、納税指導を行うこと。なお、納税の猶予又は納付委託等の措置がとられている者についてはこの限りでない。
- エ 資産に関する調書において、負債額が資産額に比べて大きい場合は、借入金の返済計画や今後の経営改善に関する計画書を添付させること。
- ⑧ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（申請者が法人である場合）
- ア 定款又は寄附行為の事業目的及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の「目的」欄に産業廃棄物の処理を業とする旨（同様の行為を含む。）が含まれていることを確認すること。含まれていない場合は、速やかに改正又は変更登記をする旨指導した上で受理すること。
- イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は、受付日前3箇月以内に交付されたものであること（以下、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）について同じ。）。
- ⑨ 申請者の住民票の写し及び医師の診断書等（申請者が個人である場合）
- ア 住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等及び在留カード等の番号）の記載のあるものに限る。）及び医師の診断書等は、受付日前3箇月以内に交付されたものであること（以下、住民票の写し及び医師の診断書等について同じ。）。
- イ 住民票の写しは、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付させること（以下、住民票の写しについて同じ。）。
- ⑩ 誓約書（申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面）（省令様式第6号の2第10面）
- ⑪ 法定代理人の住民票の写し及び医師の診断書等（法定代理人が法人の場合には、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）並びに役員の住民票の写し及び医師の診断書等
- ⑫ 役員の住民票の写し及び医師の診断書等（申請者が法人である場合）
- ⑬ 出資者等の住民票の写し及び医師の診断書等若しくは出資者が法人である場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
- ⑭ 使用人の住民票の写し及び医師の診断書等
- ⑮ 優良認定に係る誓約書等
- ア 申請者が政令第6条の9第2号に掲げる者に該当するものとして法第14条第2項の許可の更新を受けようとする者である場合には、省令第9条の3第1号に掲げる基準に適合することを誓約する書面（規則様式第38号）並びに「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（平成23年3月（改訂令和2年10月）環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）」の55ページ以降に記載の優良認定の基準に適合する旨を証する各種の書類
- なお、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団発行の「事業の透明性の基準適合証明書」が申請者から提出された場合は、事業の透明性に係る基準については当該証

明書を確認すれば足りるものとする。

- イ 申請者が政令第6条の13第2号に掲げる者に該当するものとして法第14条の4第2項の許可の更新を受けようとする者である場合には、省令第10条の12の2第1号に掲げる基準に適合することを誓約する書面（規則様式第38号）並びに「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」の55ページ以降に記載の優良認定の基準に適合する旨を証する各種の書類

なお、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団発行の「事業の透明性の基準適合証明書」が申請者から提出された場合は、事業の透明性に係る基準については当該証明書を確認すれば足りるものとする。

⑩ 使用人の権限を証する書類

使用人に該当する者がいる場合には、その旨を指導指針様式第2号により証明させること。

⑪ 発生フローシート

ア 発生フローシート（指導指針様式第3号）は、事業場ごとに事業活動における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の発生過程、種類及び性状並びに処理委託予定業者名が具体的に記載されたものであり、排出事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名が記入されたものであること。

なお、中間処理業者から委託を受ける場合には、中間処理産業廃棄物の発生過程等が記載され、その中間処理業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名が記入されたものであること。

イ 排出施設が政令別表第1、別表第2又は別表第3に掲げる施設に該当する場合は、その施設名等を具体的に記載させること。

ウ 発生フローシートでは廃棄物の種類が判別しにくい場合は、必要に応じて、写真を添付させること。

エ 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）の対象物である産業廃棄物のみを収集運搬する場合は、これを省略することができるものであること。

オ 事業計画のすべてに係るものを添付する必要はなく、すべての許可品目を確認できる事業計画の一部に係るもののみの添付で構わないこと。

⑫ 試験検査成績書の写し

ア 取り扱う産業廃棄物（海洋投入処分されるものを除く。）のうち燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん及び政令第2条第13号廃棄物については、排出事業所宛てに発行された試験検査成績書の写しを添付させること。なお、検査項目は、指導指針別紙1「分析項目一覧」によるものとする。

イ 試験検査成績書は、受付日前1年以内に交付されたものであること。

ウ 検査は、公的機関又は計量法の登録を受けた環境計量証明事業所で行うよう指導すること。なお、引火点の測定については、計量法の登録を受けた環境計量証明事業所で行うことが望ましいが、特に検査機関を定めないこととする。

エ 事業計画のすべてに係るものを添付する必要はなく、すべての許可品目を確認できる事業計画の一部に係るもののみの添付で構わないこと。

オ 取り扱う産業廃棄物の性状がSDS（安全データシート）等で確認できる場合は、SDS等の添付をもって試験成績書の写しと同等に扱う。

⑱ 予定運搬先処分業者の許可証・指定証の写し

ア ①の「事業計画の概要を記載した書類」に記載された予定運搬先処分業者の許可証等の写し（申請中の場合は申請書の写し又はその旨を示す書類）を添付させ、許可品目及び有効期限を確認すること。

イ 特定家庭用機器再商品化法対象物である産業廃棄物のみを収集運搬する場合は、これを省略することができるものであること。

ウ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）の対象物である廃自動車のみを収集運搬する場合は、予定運搬先の解体業者又は破砕業者の許可証を添付させるものとする。

エ 事業計画のすべてに係るものを添付する必要はなく、すべての許可品目を確認できる事業計画の一部に係るもののみの添付で構わないこと。

オ 予定運搬先において有価買取される場合（運搬費用を含めると逆有償となる場合）は、予定運搬先処分業者の許可証の写しに代えて、当該物の売買契約書の写し又はこれらに類する書類を添付させ、予定運搬先において有価物として取り扱われるものであることを明らかにさせること。

⑳ 他県等の許可証・指定証の写し

ア ①の「事業計画の概要を記載した書類」に記載された予定排出事業場又は予定運搬先の所在地が静岡市以外の場合は、その区域を管轄する都道府県等の収集運搬業の許可証等の写し（申請中の場合は申請書の写し又はその旨を示す書類）を添付させ、許可品目及び有効期限を確認すること。

イ 事業計画のすべてに係るものを添付する必要はなく、すべての許可品目を確認できる事業計画の一部に係るもののみの添付で構わないこと。

㉑ 許可証の写し

更新許可申請又は変更許可申請の場合には、許可証の写しを添付させること。更新前又は変更前の許可証は、更新後又は変更後の許可証を交付する際に引き換えるものとする。

㉒ 委託契約書の写し

更新許可申請の場合には、委託基準遵守の確認のため、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬に係る委託契約書の写しを添付させること。なお、事業計画のすべてに係るものを添付する必要はなく、すべての許可品目を確認できる事業計画の一部に係るもののみの添付で構わないこと。

㉓ 政令第6条の6第1号の通知の写し

特別管理産業廃棄物収集運搬業の更新許可申請の場合には、委託基準遵守の確認のため

め、政令第6条の6第1号の通知（特別管理産業廃棄物の処理の委託に係る通知）の写しを添付させること。なお、事業計画のすべてに係るものを添付する必要はなく、すべての許可品目を確認できる事業計画の一部に係るもののみの添付で構わないこと。

(4) 政令第6条の9第2号又は第6条の13第2号に掲げる優良認定業者の扱い

「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（平成23年3月（改訂令和2年10月）環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）」に基づき、更新許可申請に併せて申請した優良認定を受けた者は、省令第9条の2第6項（第10条の12第2項において準用する場合を含む。）に規定する添付書類を省略できるものとする。ただし優良認定により省略された書類であっても、審査時必要に応じて追加提出を求めることとする。

また、最初の許可を受けてから5年に満たない者を除き、任意の時点で優良認定を伴う更新許可申請（繰上げ許可更新申請）をすることができる。

第3-2 積替え及び保管行為を認める場合

収集運搬業における積替え保管は、長期保管、排出事業者の排出責任の不明確さ等の理由により、次に掲げる場合に限り認めるものとする。なお、保管のみを業として行うことは認められないものである。

(1) 少量の容器に収納した産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を積替え保管する場合

少量の容器とは、ドラム缶程度の大きさまでのものとし、その保管量は、積み替えた後の運搬車両の1台分の最大積載量以下とし、平均的な搬出量の7日分を超えない数量とする。

(2) 収集運搬した産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬手段を変更する（貨車又は船舶に係る場合をいう。）際に積替え保管を行う場合

この場合において、積替え前後で運搬する者が異なる場合は、積替保管場所を管理しているなど当該行為を管理する者が許可を要するものとする。

(3) 自動車リサイクル法対象外車両を処理料金を徴収して又は無償で処理を行う際に、有価部品等を回収するために積替え保管を行う場合

(4) 特定家庭用機器再商品化法の対象物である産業廃棄物を積替え保管する場合

この場合の保管量は、積み替えた後の運搬車両の1台分の最大積載量以下とし、平均的な搬出量の7日分を超えない数量とする。

(5) PCB廃棄物のうち低濃度PCB廃棄物を積替え保管する場合で、第3-3に定めるもののほか別に定める低濃度PCB廃棄物の積替え保管に関する施設要件等に従い積替え保管行為を行う場合

(6) 水銀使用製品産業廃棄物を積替え保管する場合

この場合の保管量は、積み替えた後の運搬車両の1台分の最大積載量以下とし、平均的な搬出量の7日分を超えない数量とする。

(7) その他市長が認める場合

第3-3 積替え保管の基準

政令第6条第1項第1号又は第6条の5第1項第1号に規定するもののほか、次によるものとする。

- (1) 積替え保管場所は、同一敷地内とする。
- (2) 積替え保管場所は、原則として静岡市許可区域内1箇所とする。
- (3) 積替え保管場所は、他の積荷と混在しないよう管理すること。
- (4) 積替え保管場所は、専用の場所とする。
- (5) 積替え保管を行う廃棄物の性状等に考慮し、泥状、液状の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物については、屋内において保管すること。

第3-4 積替え保管の申請

(1) 申請書の添付書類

積替え保管を行う場合には、第3-1(3)の例によるもののほか、次によるものとする。

① 事業計画の概要を記載した書類

省令様式第6号の2第1面から第5面に積替え保管に係る事項を詳細に記載させること。

また、省令様式第6号の2第3面の「(3)積替施設又は保管施設の概要」欄に「別紙事業概要書のとおり」とし、積替え保管に係る事業概要書(指導指針様式第5号)を添付させること。

② 事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

(ア) 積替え保管の場所の配置図

(イ) 積替え保管の場所の公図の写し

(ウ) 排出事業者が積替え保管を行う旨を承知する書類(第3-2(4)の場合は除く。)

(エ) 積替え保管の場所(全景及び主要な部分)及び保管場所に掲げる掲示板の写真

(オ) 積替えのための保管量算出の根拠を示す書類等

(カ) 最大積み上げ高さの根拠を示す書類等(屋外で容器を用いずに保管する場合)

(キ) 積替え保管の場所に係る他法令等の許認可証等の写し

(ク) 積替え保管の管理体制を示す書類

③ 事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。)を証する書類

積替え保管の場所の土地の登記事項証明書(土地の所有者と申請者とが異なる場合は、使用賃貸契約書等の使用権原を証する書類)

④ PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会の修了証及び特別管理産業廃棄物管理責

任者の資格を証する書類（低濃度PCB廃棄物の積替え保管行為を行う場合に限り、当該積替え保管場所の管理を行う者のもの）

(2) 申請書受理の際の留意事項

- ア 収集運搬業の申請書に(1)の書類を添付することとなるが、事前に申請者及び関係機関等と十分協議した後受理すること。
- イ 更新許可にあたっては、積替え保管の許可がある者で、更新後も引き続き積替え保管を行うものにあつては、(1)の書類の添付省略は認めないこととし、第3-3の基準に合致するよう十分指導を行うこと。
- ウ 積替え保管の許可がない者が、積替え保管を含む許可への変更を行う場合には、変更届ではなく、変更許可の対象となるので、十分指導すること。
- エ 積替え保管場所に関する事項を変更する場合は、変更届としての取扱いになるが、事前に申請者及び関係機関等と十分協議した後受理すること。なお、添付書類は(1)に掲げるもののうち、当該変更に係るものを添付させること。また、変更前の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理状況を十分確認すること。

第3-5 収集運搬業の届出

(1) 届出書等

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び変更届又は廃止届の区分に応じ、所要の届出書様式に必要な書類を添付させ、必要部数を市長宛てに提出させること。

なお、変更（廃止）届副本は、届出書受理後に受領印を押印し、返却するものとする。

区 分		届出書様式	添付書類	提出部数
産 業 廃棄物	変更届	産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書 （省令様式第11号）	別紙2 （特別管理）産 業廃棄物収集運 搬業変更届添付 書類チェックリ ストによる。 内容及び留意事 項は下記(3)(4) のとおり。	正本1部 副本1部
	廃止届			
特別管 理産業 廃棄物	変更届	特別管理産業廃棄物処理業廃止（変 更）届出書 （省令様式第17号）	別紙2 （特別管理）産 業廃棄物収集運 搬業変更届添付 書類チェックリ ストによる。 内容及び留意事 項は下記(3)(4) のとおり。	
	廃止届			

(2) 届出書受理の際の留意事項

- ア 届出書の受理にあたっては、必要事項の記載内容や添付書類の有無を確認し、届出の適正を期すこと。特に、届出書の「変更した事項の内容」欄に記載する事項がある場合には、氏名（振り仮名を含む。）、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所が漏れなく記載されていることを確認し、届出書に添付される住民票の写し又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）と照合すること。「届出者」欄等においては、氏名（法人にあつては代表者等の氏名）が記名されていることを確認すること。

イ 法人が行う届出であって、事業場の代表者等が法人の代表者に代わって当該届出を行う権限を有することが委任状等により確認できる場合には、当該事業場の代表者等による届出で差し支えないこと。

ウ 廃止又は変更の届出は、該当事由が発生した日から10日以内（法人にあつて登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の添付を必要とする場合には30日以内）に行うものとされていることから、当該期間を経過した後に届出がなされた場合は、期間経過の理由を記載した書面を提出させ、その内容を確認すること。

（3）変更届の添付書類

変更事項の内容に応じて、同じ丸番号の許可申請の添付書類のうち、概ね次の書類を添付させること。

なお、産業廃棄物収集運搬業の届出と産業廃棄物処分業の届出とを同時に行う場合の共通する添付書類については、一方の添付書類はその写しを添付すれば足りるものとする。

また、産業廃棄物収集運搬業の届出と特別管理産業廃棄物収集運搬業の届出とを同時に行う場合は、共通する添付書類を省略できるものとする。この場合は、書類の添付を省略する届出書に、添付書類省略理由書を添付させること。

ア 住所の変更

- ② 申請者が法人の場合には本社の付近の見取図、申請者が個人の場合には自宅の付近の見取図
- ⑧ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（申請者が法人である場合）
- ⑨ 住民票の写し（申請者が個人である場合）
- ⑳ 許可証の写し

イ 氏名又は名称の変更

- ⑧ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（申請者が法人である場合）
- ⑨ 住民票の写し（申請者が個人である場合）
- ⑳ 許可証の写し

ウ 役員、法定代理人（法定代理人が法人の場合は、その役員を含む。）、出資者等又は使用人の変更

変更前後の役員等の一覧表（氏名（振り仮名を含む。）、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所を記載する。）

一覧表の内容については、提出された住民票等により確認すること。

新任者については、以下の書類のうち該当するものを提出させること（退任者については添付を要しないものとする。）。

- ⑧ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（申請者が法人である場合。ただし、使用人のみの変更の場合は除く。）

- ⑪ 法定代理人の住民票の写し及び医師の診断書等（法定代理人が法人の場合には、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）並びに役員の住民票の写し及び医師の診断書等）
- ⑫ 役員の住民票の写し及び医師の診断書等（申請者が法人である場合）
- ⑬ 出資者等の住民票の写し及び医師の診断書等又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）（申請者が法人である場合）
- ⑭ 使用人の住民票の写し及び医師の診断書等
- ⑯ 使用人の権限を証する書類
- ⑰ 許可証の写し（法人の代表者の変更の場合）

エ 事務所及び事業場の所在地の変更

- ② 変更後の事務所及び事業場の付近の見取図

オ 事業の用に供する施設（運搬容器その他これに類するものを除く。）並びに当該施設の設置場所及び構造又は規模の変更

- ① 事業計画の概要を記載した書類

変更前後の事業計画の概要を記載した書類（省令様式第6号の2第1面から第5面）

車両を変更する場合は、変更前後の全ての車両の一覧表を添付させること。

- ② 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

(ア) 車庫の配置図及び付近の見取図

(イ) 運搬車両の前面（真正面）（トレーラー類の場合は後面）及び側面（真横）を撮影した写真を省令様式第6号の2第6面に貼付すること（自動車登録番号、省令第7条の2の2第1項に規定する事項の表示及び車体形状が判読できるものに限る。）。（新たに加えた車両に限る。）

なお判読不可の場合は、適宜写真を追加させること。

- ③ 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）を証する書類
運搬車両の登録等を証する書類（自動車検査証等）の写し（新たに加えた車両に限る。）

- ⑱ 許可証の写し（積替え又は保管の場所に関する事項を変更する場合）

カ 水銀含有産業廃棄物の取扱いの有無に関する変更の届出

- ① 事業計画の概要を記載した書類

(ア) 直近の許可申請に添付した書類の変更前後のものを添付すること。なお、省令様式第6号の2第2面及び第4面については、変更があった場合に添付させること。

(イ) 省令様式第6号の2第1面の産業廃棄物の種類欄に、水銀含有産業廃棄物を含む品目については、含む旨を明記すること。なお、水銀使用製品産業廃棄物に係るものについては、具体的な対象（例：蛍光灯）を示すこと。また、当該品目の予

定運搬先での処分方法について、水銀廃棄物ガイドライン等を参考に処理基準に適合するか確認すること。

(ウ) 省令様式第6号の2第5面に、水銀含有産業廃棄物の収集運搬の基準を遵守するため、水銀廃棄物ガイドライン等を参考に必要な措置を記載させること。

⑲ 予定運搬先処分業者の許可証・指定証の写し

予定運搬先処分業者の許可証等の写しを添付させ、届出した品目の水銀含有産業廃棄物が処理できること及び有効期限を確認すること。

(4) 廃止届の添付書類

ア 収集運搬業の一部廃止の場合

⑳ 許可証の写し

その他変更届の添付書類に準じ、関係する書類を添付すること。

イ 収集運搬業の全部廃止の場合

- ・ 許可証

第3-6 収集運搬業の許可証の再交付と返納

(1) 許可証の再交付

許可証を破り、汚し、又は失ったときは、次により市長宛てに申請させること。その際、再交付の理由を確認するなど申請の適正を期すこと。

なお、再交付申請書副本は、申請書受理後に受領印を押印し、返却するものとする。

様式	添付書類	提出部数
許可証等再交付申請書 (規則様式第61号)	許可証の写し (許可証を失ったときを除く。)	正本1部 副本1部

(2) 許可証の返納

許可を取り消されたとき、事業の全部を廃止したとき、許可が失効したとき又は許可証の再交付を受けた後に失った許可証を発見したときは、市長宛てに許可証を返納させること。

第3-7 収集運搬業における欠格要件に係る届出

欠格要件に該当するに至ったときは、次により2週間以内に市長宛てに届出させること。その際、該当するに至った欠格要件が法第7条第5項第4号イに該当の場合を除き、欠格要件に該当するに至った具体的事由を記載させること（破産：破産者の氏名又は名称、破産開始決定日、裁判所名・刑罰：刑を受けた者の氏名又は名称、罪名、刑名、刑期又は金額、裁判所名、刑の確定年月日）。

なお、廃棄物処理業欠格要件届出書副本は、届出書受理後に受領印を押印し、返却するものとする。

様 式	添付書類	提出部数
廃棄物処理業欠格要件届出書 (規則様式第50号)	許可証 (失ったときは理由書)	正本 1 部 副本 1 部

第 4 処分業の許可申請又は届出等

第 4-1 処分業の許可申請

(1) 許可申請書等

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び新規許可申請、更新許可申請又は変更許可申請の区分に応じ、下表の申請書様式に必要な書類を添付させ、必要部数を市長宛てに提出させること。

なお、申請書副本は、申請書受理後に受領印を押印し、返却するものとする。

区 分		申請書様式	添付書類	提出部数
産 業 廃棄物	新規許可	産業廃棄物処分業許可申請書 (省令様式第 8 号)	別紙 3 (特別管理)産業 廃棄物処分業許 可申請書添付書 類チェックリス トによる。 内容及び留意事 項は下記(3)の とおり。	正本 1 部 副本 1 部
	更新許可			
	変更許可	産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可 申請書 (省令様式第10号)		
特別管 理産業 廃棄物	新規許可	特別管理産業廃棄物処分業許可申請書 (省令様式第14号)		
	更新許可			
	変更許可	特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲 変更許可申請書 (省令様式第16号)		

(注) 添付書類はチェックリストの順に並べ、インデックスを貼付する等により整理して提出させること。

(2) 許可申請受理の際の留意事項

ア 特別管理産業廃棄物と産業廃棄物との混合物を取り扱う場合は、特別管理産業廃棄物処分業と産業廃棄物処分業との両許可を取得させること。

イ 申請書の受理にあたっては、必要事項の記載や添付書類の有無を確認し、申請の適正を期すこと。特に、申請書の「申請者」欄から「令第6条の10に規定する使用人」欄までの各欄については、氏名又は名称(振り仮名を含む。)、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所が漏れなく記載されていることを確認し、申請書に添付される住民票の写し又は登記事項証明書(履歴事項全部証明書)と照合すること。「申請者」欄等においては、氏名(法人にあつては代表者等の氏名)が記名されていることを確認すること。

取り扱う産業廃棄物の種類については、石綿含有産業廃棄物を含む場合は、その旨を明らかにすること(廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、汚泥に限る。)。また、水銀含有産業廃棄物を含む場合は、その旨を明らかにすること(水銀含有ばいじん等については、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじんに限る。))。

ウ 法人が行う申請であって、事業場の代表者等が法人の代表者に代わって当該申請を行う権限を有することが委任状等により確認できる場合には、当該事業場の代表者等による申請で差し支えないこと。

エ 更新許可申請書は、標準処理期間（50日）を考慮し、許可期限日の3箇月前から50日前までの提出を原則とすること。

更新許可申請書の受付後に、5年又は7年の許可期間を経過しても、その更新許可申請に対する行政処分が行われるまでの間は、従前の許可がその効力を有することとなるので、その旨を申請者に伝えること。また、5年又は7年の許可期間後に更新許可をした場合の有効期間は、従前の許可期間満了の日の翌日から起算すること。

オ 更新許可申請を許可期間内に行わない場合は、期間の経過によってその効力を失うこととなるので、その後の申請は、更新許可申請ではなく新規許可申請扱いとなること。

カ 更新許可申請の際、繰上げ更新を希望する場合には、その旨とともに、希望する始期を申請書に朱書きさせること。

ただし、更新許可申請に併せて新たに優良認定を受けようとする場合については、最初の許可を受けてから5年に満たない者は繰上更新に併せての優良認定は認められないこと。

キ 更新許可申請の際、許可内容を変更し又は事業範囲の一部廃止を行う場合には、別途、変更許可申請又は一部廃止届をする必要があること。

ク 変更許可申請書の「許可に係る事業範囲」欄には、変更前の事業の範囲を記載するものであること。

ケ 変更許可により許可証の「許可の有効年月日」は変わらないものであること。

コ 条例に規定する産業廃棄物処理施設等の設置又は変更に係る手続きを申請の前に行う必要があるときは、当該手続きを終えているか確認すること。

(3) 添付書類の内容及び留意事項

許可申請の区分に応じ、申請書に添付すべき書類は、別紙3「（特別管理）産業廃棄物処分業許可申請書添付書類チェックリスト」のとおりであるが、その内容と留意事項は次のとおりである。

なお、当該書類が何度も発行される性質のものでない場合を除いて、第三者が証明等を行った書類については、原本を添付させるものとする。

ただし、産業廃棄物処分業の許可申請と産業廃棄物収集運搬業の許可申請とを同時に行う場合の共通する添付書類については、一方の添付書類はその写しを添付すれば足りるものとする。

また、産業廃棄物処分業の許可申請と特別管理産業廃棄物処分業の許可申請とを同時に行う場合は、共通する添付書類を省略できるものとする。この場合は、書類の添付を省略する申請書に、指導指針様式第4号の添付書類省略理由書を添付させること。

変更許可申請の場合は、変更後の書類のほか、変更前の書類も添付させること。

なお、記載内容に一切変更がない書類については、「変更前後」と明記のうえ、1枚のみ添付することで差し支えない。

① 事業計画の概要を記載した書類

ア 事業計画の概要は、規則様式第43号の第1から5面に記載するものとする。

イ 規則様式第38号の2第1面中「(特別管理)産業廃棄物の種類」欄には、混合物であっても個々の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類を記入させること。

水銀含有産業廃棄物を含む品目については、含む旨を明記すること。

なお、水銀使用製品産業廃棄物に係るものについては、具体的な対象(例:蛍光灯)を示すこと。

ウ 様式38号の2第1面中「予定排出事業場の名称及び所在地」欄及び「予定収集運搬者の名称及び所在地」欄には、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類ごとにそれぞれ1者以上記載されていれば足り、全ての排出事業場又は収集運搬者を記載させる必要はないこと。

エ 複数の処分方法又は処分後の処理方法が存在する産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類にあつては、様式第38号の2第1面に全ての処分方法及び処分後の処理方法を記載させること。

オ 水銀含有産業廃棄物の処分の基準を遵守するため、水銀廃棄物ガイドライン等を参考に必要な措置を規則様式第38号の2第5面に記載すること。

② 事業の用に供する施設(保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

ア 平面図、立面図、断面図(縦断及び横断面図)及び構造図のほか、処理施設(保管場所を含む。)の配置図を添付させること。

なお、保管施設は中間処理施設に隣接して設置するものとし、処分前後の産業廃棄物の保管施設の共用又は特別管理産業廃棄物の保管施設との共用は認めない。

イ 設計計算書は、処理能力を算出した根拠を示すものであること。

なお、処理能力とは、当該施設の1日当たりの実稼働時間における定格標準能力である。ただし、実稼働時間が8時間に達しない場合には、稼働時間を8時間とした場合の定格標準能力とすること。

最終処分場については、実測求積図及び埋立容量計算書(更新許可申請の場合には、残面積及び残容量についての実測求積図及び埋立容量計算書)が必要であること。

ウ 処分の業務を行う事務所及び処理施設の付近の見取図として、申請者が法人の場合には本社及び事務所の付近の見取図、申請者が個人の場合には自宅及び事務所の付近の見取図を添付させること。

また、公図の写しとして、処理施設(保管の場所を含む。)の配置を図示したもの並びに処理施設に係る土地及びその隣接地の地番、地目及び所有者を明記するとともに、作製(謄写)者氏名及び作製(謄写)年月日を付記したものを各1部を添付させる

ものとする。

エ 最終処分場にあつては、周囲の地形及び地質に関する書類及び図面のほか、地下水の状況を明らかにする書類として、地下水等の試験検査成績書を添付させること。

地下水等の試験検査成績書は、新規許可申請の場合には、許可申請埋立開始前の周縁地下水等の測定結果を、また、更新許可申請の場合には、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）に規定する放流水、浸透水、周縁地下水等の1年以内の測定結果を記載したものとする。

オ 上記のほか、次の書類も添付させること。

（ア）施設（保管場所を含む。）及び重機の写真

施設全景及び主要な施設を撮影したもの（保管場所の掲示板を含む。）

（イ）中間処理施設にあつては、産業廃棄物処理工程図

（ウ）保管量の上限を示す図面及び計算書

（エ）保管高の上限を示す図面及び計算書（屋外で容器を用いずに保管する場合）

カ 法第15条施設にあつては、産業廃棄物処理施設設置（変更）許可を受けたものと変更がない場合には、産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証及び使用前検査確認通知書の写しを添付することにより、平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書を省略することができるものであること。

なお、当該施設を承継（譲受け若しくは借受け、許可施設設置者である法人の合併若しくは分割又は相続）した場合には、当該承継に係る許可証、認可証又は受理された相続届出書の写しを添付するものとする。

③ 事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類

ア 施設に係る土地の登記事項証明書

施設に係る土地の所有者と申請者とが異なる場合は、賃貸借契約書等の使用権原を証する書類を添付させること。

イ 中間処理施設については、引き渡し証明書、売買契約書及び領収書等の代金受領証又は償却資産課税台帳の登録事項証明書を添付させることとし、当該施設の所有権を有しない場合は、使用賃借契約書等の使用権原を証する書類を添付させること。

④ 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類（埋立処分及び海洋投入処分を業として行う場合を除く。）

ア 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類は、規則様式第38号の3によるものとする。

イ 処分後の産業廃棄物の処理を他人に委託しようとする場合は、処理業者等の許可証の写し又はこれらに類する書類を添付させること。

ウ 処分後の産業廃棄物を自ら処理しようとする場合は、②及び③に準じた書類を添付させること。

エ 処分後のものが再生製品となる場合は、再生製品の製品規格等、再生製品が通常製品と同様に流通できることを証する書類及び再生製品の売買契約書の写し又はこれらに類する書類により、再生製品が廃棄物でないことを明らかにさせること。

- ⑤ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第13条に規定する登録済証の写し（海洋投入処分を業として行う場合）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第10条第2項第4号又は第5号の規定により廃棄物を海洋投入する場合には、海上保安庁長官の登録を受けなければならないものであること。

- ⑥ 事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類

ア 事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」の「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分課程」の修了証の写しとする（必要に応じて、同センター発行のwebマイページの確認画面の写し（合否結果欄が合格になっているものに限る。）を添付することにより、これに代えることができるものとする。この場合、修了証を受領後速やかにその写しを提出するものとする。）。

イ アの講習の修了者は、申請者（法人の場合には、その代表者又は業務を行う役員をいう。）、使用人又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者とする。修了者が業を行おうとする区域に存する事業場の代表者である場合は、その旨を指導指針様式第1号により証明させること。

なお、法人の監査役は業務を行う役員とは考えられないので、修了者が監査役の場合は、申請者の能力に係る基準を満たしていないものとして取り扱うこと。

ウ 許可申請の区分に応じ、修了すべき講習の種類と修了時期は下表（審査基準別紙2）のとおりとする。

なお、繰上げ更新の講習の修了時期については新規許可と同様に取り扱うこと。

区 分		講習の種類	講習の修了時期
産 業 廃 棄 物	新規許可	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の処分課程	申請受付日から起算して5年前の日以降
		特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の処分課程	申請受付日から起算して5年前の日以降
		産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）の処分課程【注1】	申請受付日から起算して2年前の日以降
	更新許可	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規)の処分課程	許可期限日日から起算して5年前の日以降
		特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規)の処分課程	許可期限日から起算して5年前の日以降

		産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）の処分課程	許可期限日から起算して2年前の日以降
	変更許可	直近の新規許可又は更新許可時に有効として取り扱った講習会の修了証の写しは、当該修了者が引き続いて在籍する場合には、受講時期を問わず有効とする。	
特別管理産業廃棄物	新規許可	特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の処分課程	申請受付日から起算して5年前の日以降
		産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）の処分課程【注2】	申請受付日から起算して2年前の日以降
	更新許可	特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の処分課程	許可期限日から起算して5年前の日以降
		産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）の処分課程	許可期限日から起算して2年前の日以降
	変更許可	直近の新規許可又は更新許可時に有効として取り扱った講習会の修了証の写しは、当該修了者が引き続いて在籍する場合には、受講時期を問わず有効とする。	

【注1】 次いずれかに該当するときに限る。

- ・他の自治体において、既に産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けているとき。
- ・既に産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けている個人事業者が法人化する場合であって、講習の修了者が同一であるとき。

【注2】 次のいずれかに該当するときに限る。

- ・他の自治体において、既に特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けているとき。
- ・既に特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けている個人事業者が法人化する場合であって、講習の修了者が同一であるとき。

⑦ 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法は、規則様式第39号に記載するものとする。

⑧ 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（申請者が法人である場合）

ア 法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は、法人税納税証明書（その1納税額等証明用）とし、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は確定申告書に添付して税務署に提示するものとする同一のものとする。

また、個別注記表の内容の確認に当たっては、重要な会計方針に係る事項に関する注記、貸借対照表に係る注記、損益計算書に関する注記、株主資本等変動計算書に関する注記及びリースにより使用する固定資産税に関する注記について確認すること。

- イ 事業開始後、定款で定める第一期の決算期を迎えていない者については、会社法第435条第1項又は第617条第1項に規定する会社設立時の貸借対照表を添付すれば足りるものとする。
- ウ 設立年度により3年分の書類が添付できない場合には、1年分又は2年分の書類を添付すれば足りるものとする。
- エ 直前3年の間に事業年度の変更があった場合、直前3期分の書類を添付すれば足りるものとする。
- オ 法人税未納税者については、一般に、事業を継続して行うに足りる経理的基礎を有しているとは考えられないので、納税指導を行うこと。なお、納税の猶予又は納付委託等の措置がとられている者についてはこの限りでない。
- カ 直前3年の各事業年度の当期純利益（損失）がすべて損失になっている場合は、損失の原因と今後の経営改善に関する計画書を添付させること。また、直前の事業年度が債務超過の場合は、中小企業診断士の診断書等を添付させること。
- ⑨ 資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（申請者が個人である場合）
- ア 資産に関する調書は、規則様式第40号とする。
- イ 所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は、所得税納税証明書（その1納税額等証明用）とする。ただし、申請者が直前3年間に給与所得者であった場合には、給与所得期間の所得税納税証明書は発行されないので、源泉徴収票や住民税納税証明書等を所得税納税証明書とみなす。
- ウ 所得税未納税者については、一般に、事業を継続して行うに足りる経理的基礎を有しているとは考えられないので、納税指導を行うこと。なお、納税の猶予又は納付委託等の措置がとられている者についてはこの限りでない。
- エ 資産に関する調書において、負債額が資産額に比べて大きい場合は、借入金の返済計画や今後の経営改善に関する計画書及び中小企業診断士の診断書等を添付させること。
- ⑩ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（申請者が法人である場合）
- 定款又は寄附行為の事業目的及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の「目的」欄に産業廃棄物の処理を業とする旨（同様の行為を含む。）が含まれていることを確認すること。含まれていない場合は、速やかに改正又は変更登記をする旨指導した上で受理すること。
- ⑪ 申請者の住民票の写し及び医師の診断書等（申請者が個人である場合）
- ⑫ 誓約書（申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面）（規則様式第41号）
- ⑬ 法定代理人の住民票の写し及び医師の診断書等（法定代理人が法人の場合には、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）並びに役員の住民票の写し及び医師の診断書等

- ⑭ 役員の住民票の写し及び医師の診断書等（申請者が法人である場合）
- ⑮ 出資者等の住民票の写し及び医師の診断書等又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）（申請者が法人である場合）
- ⑯ 使用人の住民票の写し及び医師の診断書等
- ⑰ 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類（感染性産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物である廃石綿等の処理を業として行う場合を除く。）
- ア 分析を行う設備の配置図及び平面図
- イ 分析機器の種類の一覧
- ウ 分析を行う設備の所有権又は使用権原を証する書類
- エ 放射性同位元素設備機器を使用する場合は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づく届出の受理を示す書類
- なお、特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備は、別紙5に掲げる設備のうち、取り扱う廃棄物の種類に応じた設備が必要となる。
- ⑱ 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類（感染性産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物である廃石綿等の処理を業として行う場合を除く。）
- ア 学歴を証する書類（卒業証書の写し、卒業証明書又は資格を証する書類）
- イ 実務経験を証する書類（雇用者の証明書）
- なお、特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者の資格は、審査基準別紙3のとおりである。
- ⑲ 優良認定に係る誓約書等
- ア 申請者が政令第6条の11第2号に掲げる者に該当するものとして法第14条第7項の許可の更新を受けようとする者である場合には、省令第10条の4の2第1号に掲げる基準に適合することを誓約する書面（規則様式第38号）並びに「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（平成23年3月（改訂令和2年10月）環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）」の55ページ以降に記載の優良認定の基準に適合する旨を証する各種の書類
- なお、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団発行の「事業の透明性の基準適合証明書」が申請者から提出された場合は、事業の透明性に係る基準については当該証明書を確認すれば足りるものとする。
- イ 申請者が政令第6条の14第2号に掲げる者に該当するものとして法第14条の4第7項の許可の更新を受けようとする者である場合には、省令第10条の16の2第1号に掲げる基準に適合することを誓約する書面（規則様式第38号）並びに「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」の55ページ以降に記載の優良認定の基準に適合する旨を証する各種の書類
- なお、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団発行の「事業の透明性の基準適合証明書」が申請者から提出された場合は、事業の透明性に係る基準については当該証

明書を確認すれば足りるものとする。

⑳ 使用人の権限を証する書類

使用人に該当する者がいる場合には、その旨を指導指針様式第2号により証明させること。

㉑ 発生フローシート

ア 発生フローシート（指導指針様式第3号）は、事業場ごとに事業活動における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の発生過程、種類及び性状並びに処理委託予定業者名が具体的に記載されたものであり、排出事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名が記入されたものであること。

なお、中間処理業者から委託を受ける場合には、中間処理産業廃棄物の発生過程等が記載され、その中間処理業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名が記入されたものであること。

イ 排出施設が政令別表第1号、第2号又は第3号に掲げる施設に該当する場合は、その施設名等を具体的に記載させること。

ウ 発生フローシートでは廃棄物の種類が判別しにくい場合は、必要に応じて、写真を添付させること。

エ 事業計画のすべてに係るものを添付する必要はなく、すべての許可品目を確認できる事業計画の一部に係るものみの添付で構わないこと。

㉒ 試験検査成績書の写し

ア 取り扱う産業廃棄物（海洋投入処分されるものを除く。）のうち燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじん及び政令第2条第13号廃棄物については、排出事業所宛てに発行された試験検査成績書の写しを添付させること。なお、検査項目は、指導指針別紙1「分析項目一覧」によるものとする。

イ 試験検査成績書は、受付日前1年以内に交付されたものであること。

ウ 検査は、公的機関又は計量法の登録を受けた環境計量証明事業所で行うよう指導すること。なお、引火点の測定については、計量法の登録を受けた環境計量証明事業所で行うことが望ましいが、特に検査機関を定めないこととすること。

エ 事業計画のすべてに係るものを添付する必要はなく、すべての許可品目を確認できる事業計画の一部に係るものみの添付で構わないこと。

オ 取り扱う産業廃棄物の性状がSDS（安全データシート）等で確認できる場合は、SDS等の添付をもって試験成績書の写しと同等に扱う。

㉓ 他法令等許認可証等の写し

申請を行うにあたって、他法令等の許認可等が必要な場合は、申請に先立ちできる限りそれらを取得させることが望ましいが、やむを得ない場合は並行してその手続きを進めさせるものとする。

㉔ 許可証の写し

更新許可申請又は変更許可申請の場合には、許可証の写しを添付させることとするこ

と。更新前又は変更前の許可証は、更新後又は変更後の許可証を交付する際に引き換えるものとする。

②⑤ 委託契約書の写し

更新許可申請の場合には、委託基準遵守の確認のため、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分に係る委託契約書の写しを添付させること。なお、事業計画のすべてに係るものを添付する必要はなく、すべての許可品目を確認できる事業計画の一部に係るもののみの添付で構わないこと。

②⑥ 政令第6条の6第1号の通知の写し

特別管理産業廃棄物処分業の更新許可申請の場合には、委託基準遵守の確認のため、政令第6条の6第1号の通知（特別管理産業廃棄物の処理の委託に係る通知）の写しを添付させること。なお、事業計画のすべてに係るものを添付する必要はなく、すべての許可品目を確認できる事業計画の一部に係るもののみの添付で構わないこと。

②⑦ 産業廃棄物処理施設設置等事前手続完了通知書の写し

条例第20条第1項の規定による事前手続を行った場合は、条例第23条第4項又は静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則（平成21年静岡市規則第92号）第29条第4項に規定する産業廃棄物処理施設設置等事前手続完了通知書の写しを添付させることとすること。

(4) 政令第6条の11第2号又は第6条の14第2号に掲げる優良認定業者の扱い

「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（平成23年3月（改訂令和2年10月）環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）」に基づき、更新許可申請に併せて申請した優良認定を受けた者は、省令第10条の4第5項（第10条の16第2項において準用する場合を含む。）に規定する添付書類を省略できるものとする。ただし優良認定により省略された書類であっても、審査時必要に応じて追加提出を求めることとする。

また、最初の許可を受けてから5年に満たない者を除き、任意の時点で優良認定を伴う更新許可申請（繰上げ許可更新申請）をすることができる。

第4-2 処分業の届出

(1) 届出書等

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び変更届又は廃止届の区分に応じ、所要の届出書様式に必要な資料を添付させ、必要部数を市長宛てに提出させること。

なお、変更（廃止）届副本は、届出書受理後に受領印を押印し、返却するものとする。

区 分		届出書様式	添付書類	提出部数
産 業 廃棄物	変更届	産業廃棄物処理業変更（廃止）届出書 （省令様式第11号）	別紙4 （特別管理）産業廃 棄物処分業変更 届添付書類チエ	正本1部 副本1部
	廃止届			

特別管理産業廃棄物	変更届	特別管理産業廃棄物処理業変更（廃止）届出書（省令様式第17号）	ックリストによる。 内容及び留意事項は下記(3)(4)のとおり。	
	廃止届			

(2) 届出書受理の際の留意事項

- ア 届出書の受理にあたっては、必要事項の記載内容や添付書類の有無を確認し、届出の適正を期すこと。特に、届出書の「変更した事項の内容」欄に記載する事項がある場合には、氏名（振り仮名を含む。）、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所が漏れなく記載されていることを確認し、届出書に添付される住民票の写し又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）と照合すること。「届出者」欄等においては、氏名（法人にあつては代表者等の氏名）が記名されていることを確認すること。
- イ 法人が行う届出であつて、事業場の代表者等が法人の代表者に代わつて当該届出を行う権限を有することが委任状等により確認できる場合には、当該事業場の代表者等による届出で差し支えないこと。
- ウ 廃止又は変更の届出は、該当事由が発生した日から10日以内（法人にあつては登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の添付を必要とする場合には30日以内）に行うものとされている（省令第10条の10第2項及び第3項、第10条の23第2項及び3項並びに第12条の10の2第2項）ことから、当該期間を経過した後に届出がなされた場合は、期間経過の理由を記載した書面を提出させ、その内容を確認すること。
- エ 条例に規定する産業廃棄物処理施設等の設置又は変更に係る手続きを届出の前に行う必要があるときは、当該手続きを終えているか確認すること。

(3) 変更届の添付書類

変更事項の内容に応じて、同じ丸番号の許可申請の添付書類のうち、概ね次の書類を添付させること。

なお、産業廃棄物処分業の届出と産業廃棄物収集運搬業の届出とを同時に行う場合の共通する添付書類については、一方の添付書類はその写しを添付すれば足りるものとする。

また、産業廃棄物処分業の届出と特別管理産業廃棄物処分業の届出とを同時に行う場合は、共通する添付書類を省略できるものとする。この場合は、書類の添付を省略する届出書に、添付書類省略理由書を添付させること。

ア 住所の変更

- ② 申請者が法人の場合には本社の付近の見取図、申請者が個人の場合には自宅の付近の見取図
- ⑩ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（申請者が法人である場合）
- ⑪ 住民票の写し（申請者が個人である場合）
- ⑭ 許可証の写し

イ 氏名又は名称の変更

- ⑩ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（申請者が法人である場合）
- ⑪ 住民票の写し及び医師の診断書等（申請者が個人である場合）
- ⑭ 許可証の写し

ウ 役員、法定代理人（法定代理人が法人の場合は、その役員を含む。）、出資者等又は使用人の変更（新任者についてのみ 該当する書類を提出）

変更前後の役員等の一覧表（氏名（振り仮名を含む）、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所を記載する。）

一覧表の内容については、提出された住民票等により確認すること。

新任者については、以下の書類のうち該当するものを提出させること（退任者については添付を要しないものとする。）。

- ⑩ 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（申請者が法人である場合。ただし、使用人のみの変更の場合は除く。）
- ⑬ 法定代理人の住民票の写し及び医師の診断書等（法定代理人が法人の場合には、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）並びに役員の住民票の写し及び医師の診断書等）
- ⑭ 役員の住民票の写し及び医師の診断書等（申請者が法人である場合）
- ⑮ 出資者等の住民票の写し及び医師の診断書等又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）（申請者が法人である場合）
- ⑯ 使用人の住民票の写し及び医師の診断書等
- ⑳ 使用人の権限を証する書類
- ㉒ 許可証の写し（法人の代表者の変更の場合）

エ 事務所及び事業場の所在地の変更

- ② 変更後の事務所及び事業場の付近の見取図

オ 事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）並びに当該施設の設置場所及び構造又は規模の変更

- ① 事業計画の概要を記載した書類
変更前後の事業計画の概要を記載した書類（規則様式第38号の2）
- ② 事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図（施設配置図）、立面図、断面図、構造図、施設の写真及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに公図の写し並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- ③ 事業の用に供する施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）を証する書類
- ⑦ 産業廃棄物処理施設設置等事前手続完了通知書の写し（条例第20条第1項の規定による事前手続を行った場合）

カ 水銀含有産業廃棄物の取扱いの有無に関する変更の届出

① 事業計画の概要を記載した書類

(ア) 直近の許可申請に添付した書類の変更前後のものを添付すること。なお、規則様式第38号の2第1面から第5面については、変更があった場合に添付させること。

(イ) 規則様式第38号の2第1面の産業廃棄物の種類欄に、水銀含有産業廃棄物を含む品目については、含む旨を明記すること。なお、水銀使用製品産業廃棄物に係るものについては、具体的な対象を示すこと。また、当該品目の処分方法は、水銀廃棄物ガイドライン等を参考に処理基準に適合するか確認すること。

(ウ) 処分後の処理方法を記載した書類に係る処理業者の許可証の写し

処理業者の許可証等の写しを添付させ、届出した品目の水銀含有産業廃棄物が処理できること及び有効期限を確認すること。

(エ) 規則様式第43号に、水銀含有産業廃棄物の処分の基準を遵守するため、水銀廃棄物ガイドライン等を参考に必要な措置を記載させること。

(4) 廃止届の添付書類

ア 処分業の一部廃止の場合

② 許可証の写し

その他変更届の添付書類に準じ、関係する書類を添付すること。

イ 処分業の全部廃止の場合

- ・ 許可証

第4-3 処分業の許可証の再交付と返納

(1) 許可証の再交付

許可証を破り、汚し、又は失ったときは、次により市長宛てに申請させること。その際、再交付の理由を確認するなど申請の適正を期すこと。

なお、再交付申請書副本は、申請書受理後に受領印を押印し、返却するものとする。

様式	添付書類	提出部数
許可証等再交付申請書 (規則様式第61号)	許可証の写し (許可証を失ったときを除く。)	正本1部 副本1部

(2) 許可証の返納

許可を取り消されたとき、事業の全部を廃止したとき、許可が失効したとき又は許可証の再交付を受けた後に失った許可証を発見したときは、市長宛てに許可証を返納させること。

第4-4 処分業における欠格要件に係る届出

欠格要件に該当するに至ったときは、次により2週間以内に市長宛てに届出させること。その際、該当するに至った欠格要件が法第7条第5項第4号イに該当の場合を除き、欠格要件に該当するに至った具体的事由を記載させること（破産：破産者の氏名又は名称、破産開始決定日、裁判所名・刑罰：刑を受けた者の氏名又は名称、罪名、刑名、刑期又は金額、裁判所名、刑の確定年月日）。

なお、廃棄物処理業欠格要件届出書副本は、届出書受理後に受領印を押印し、返却するものとする。

様式	添付書類	提出部数
廃棄物処理業欠格要件届出書 (規則様式第50号)	許可証(失ったときは理由書)	正本1部 副本1部

第5 許可証

第5-1 許可日の取扱い

許可の年月日は、決裁の日とする。ただし、更新許可の場合は従前の有効年月日の翌日とする。許可の有効期間は5年又は7年であるので、許可の有効年月日は、5年又は7年経過後の許可日に相当する日の前日となる。ただし、最後の月に相当する日がない場合は、その月の末日とする（民法第143条、暦による計算による。）。特に、3月1日が許可日となる場合は、許可の有効年月日に注意すること。

例1： 許可の年月日	平成29年11月11日
許可の有効年月日	令和4年11月10日
例2： 許可の年月日	平成28年2月29日
許可の有効年月日	令和3年2月28日
例3： 許可の年月日	平成27年3月1日
許可の有効年月日	令和2年2月29日

第5-2 許可証の記載

(1) 収集運搬業の許可証

ア 事業の範囲

(ア) 「事業の区分」として「収集・運搬」と記載し、業の種類を()書きで記載すること。

積替え保管行為を行う産業廃棄物と積替え保管行為を伴わない産業廃棄物の両方の許可がある場合は、(積替え保管行為を含む。)を先に記載する。

例：(積替え、保管行為を含む。)、(積替え、保管行為を除く。)

(イ) 「産業廃棄物の種類」を法第2条第4項又は政令第2条の4に規定されている順に記載すること。

(ウ) 収集運搬する産業廃棄物に、石綿含有産業廃棄物の取扱いの要否について、その旨を()書きで記載すること(廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及

び陶磁器くず、がれき類、汚泥に限る。)

例1：がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

例2：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。）

(エ) 収集運搬する産業廃棄物が特定家庭用機器再商品化法対象物の場合は、該当する産業廃棄物の種類について、その旨を（ ）書きで記載すること。

例：廃プラスチック類（特定家庭用機器再商品化法対象物に限る。石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず（特定家庭用機器再商品化法対象物に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（特定家庭用機器再商品化法対象物に限る。石綿含有産業廃棄物を除く。）

(オ) 収集運搬する産業廃棄物に、水銀含有ばいじん等の取扱いの要否について、その旨を（ ）書きで記載すること（燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじんに限る。)

例1：汚泥（水銀含有ばいじん等を含む。）

例2：廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）

(カ) 収集運搬する産業廃棄物に、水銀使用製品産業廃棄物の取扱いの要否について、その旨を記載すること。また、申請品目に限定が必要な場合は、品目を{ }書きにし、限定内容を（ ）書きすること。

例1：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ※以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

例2：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ※以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

例3：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ※以上3種類 {水銀使用製品産業廃棄物（蛍光ランプに限る。）を含む。}

イ 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

アの(ア)で、(積替え、保管行為を含む。)に該当する場合に記載し、その他の場合は記載しないこと。

所在地については、代表地番と外○筆と記載(原則、字名を除く。)とすること。

ウ 許可の条件

許可にあたり、申請者に対して、法に規定する基準を遵守させ、かつ、生活環境の保全上の支障を生じさせるおそれのないようにするための具体的な手段、方法等について付す場合に記載すること。

例えば、運搬経路又は搬入時間帯を指定することなどが考えられる。

なお、許可の条件を付した場合には、その理由と行政不服審査法及び行政事件訴訟法

に基づく教示を通知等により申請者に示すこと。

エ 許可の更新又は変更の状況

更新許可、変更許可、変更届による書換交付、優良認定など、許可証に係る履歴を日付とともに記載すること。

新規許可の場合は、履歴を記載しないこととし、その後の許可証交付の際に、新規許可以降の履歴を追加していくものとする。変更届又は廃止届による書換交付の場合は、
() 書きで書換交付の内容を記載すること。

なお、更新許可の際には、それ以前の変更届又は廃止届による書換交付及び再交付の履歴並びに優良認定の履歴は省略することとする。

優良認定の日付については、更新申請の決裁が許可満了日以前であった場合は、許可日と同一の日付とし、許可日以後の決裁であった場合は、決裁日とすること。

例 1 : 新規許可の場合

履歴を記載しない

例 2 : 変更許可の場合

令和元年10月 1 日 新規

令和 3 年12月 1 日 変更

例 3 : 更新許可の場合

平成28年12月 1 日 新規

令和 3 年12月 1 日 更新

例 4 : 優良認定の場合

平成28年11月 5 日 新規

令和 3 年11月 5 日 更新

令和 3 年11月21日 優良認定

例 5 : 変更届による書換交付の場合

平成27年11月 1 日 新規

平成28年 4 月 1 日 再交付

令和 2 年 8 月 1 日 書換交付 (住所変更)

例 6 : 変更届による書換交付の後の更新許可の場合

例 5 の場合で、令和 4 年11月 1 日に更新許可及び優良認定を行うと、

平成27年11月 1 日 新規

令和 4 年11月 1 日 更新

令和 4 年11月 1 日 優良認定

オ 変更事項に係る日付の例

住所変更、組織変更、代表者変更は書換交付の事業決裁の決裁日とする。

変更届による書換えにおいて、2 以上の項目で変更があった場合には、まとめて一つの履歴とすること。

カ その他

(ア) 許可証の住所は、市内であっても静岡県から記載すること。また、法人の組織表示については、(株)、(有)等と省略せず、株式会社、有限会社等とすること。なお、交付にあたっては、課専用市長印を押印すること。

(イ) 表面に記載できない場合は、「別に記載のとおり」と記載し、裏面等にその内容を記載すること。

キ 許可証の記載例

別紙6のとおりである。

(2) 処分業の許可証

ア 事業の範囲

(ア) 事業の区分として「中間処分」又は「最終処分」と記載し、次に処分の方法（最終処分にあつては最終処分場の分類を記載すること。）を記載すること。

(イ) 取り扱う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類を法第2条第4項又は政令第2条の4に規定されている順に記載すること。

(ウ) 処分の方法ごとに（ ）書きで産業廃棄物の種類を記載すること。ただし、処分の方法が1つの場合は、記載しないこととする。

例1：中間処分－破碎（廃プラスチック類、金属くず）

例2：最終処分－管理型（燃え殻、汚泥）

また、申請品目に限定が必要な場合は、品目を{ }書きにし、限定内容を（ ）書きすること。

例：{汚泥（建設汚泥に限る。）}

(エ) 処分する産業廃棄物に、石綿含有産業廃棄物を含む場合には、その旨を（ ）書きで記載すること（廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、汚泥に限る。）。記載がない場合は、石綿含有産業廃棄物を扱うことは出来ない。

例：がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

(オ) 処分する産業廃棄物に、水銀含有産業廃棄物を含む場合には、その旨を（ ）書きで記載すること（水銀含有ばいじん等については燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじんに限る。）。記載がない場合は、水銀含有産業廃棄物を扱うことは出来ない。

例：汚泥（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

イ 事業の用に供するすべての施設

施設の種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日、許可番号を記載する。

(ア) 施設の種類

例えば、焼却施設、破碎施設、管理型最終処分場と記載する。又、最終処分場については、産業廃棄物の種類を併せて記載する。

(イ) 施設場所

施設が設置されている代表地番と外○筆と記載する（原則、字名を除く）。

(ウ) 設置年月日、設置許可年月日及び設置許可番号

下表のとおりとする。

	設 置 年 月 日	設置許可年月日	設置許可番号
法第15条第1項の規定による許可施設	処分業の用に供する施設として処分業の(変更)許可された年月日又は変更届受理年月日 ^(注3)	設置許可証の年月日 ^(注2)	(変更)許可番号
平成4年7月4日前になされた届出施設		審査通知書の年月日又は受付年月日 ^(注2)	審査通知書の番号又は受付番号
平成9年政令第269号の施行に伴ったみなし許可施設 ^(注1)		平成9年12月1日 ^(注2)	「未付与」
平成12年政令第493号の施行に伴ったみなし許可施設		平成13年2月1日 ^(注2)	「未付与」
上記以外		—	—

(注1) 複数の燃焼室を合算させた場合を含む。

(注2) 構造規模変更許可された施設については、構造規模変更許可年月日を併記する。

(注3) 施設の設置場所又は位置の変更、能力等構造規模の変更を行う場合。

(注4) 譲受け若しくは借受け、許可施設設置者である法人の合併若しくは分割又は相続した施設については、当初の設置許可年月日及び設置許可番号を記載する。

(エ) 処理能力

処分する産業廃棄物の種類ごとの処理能力を記載することとする。

なお、最終処分場については、埋立地の面積及び埋立容量を記載するものとし、産業廃棄物の種類ごとの記載は不要である。

ウ 許可の条件

許可にあたり、申請者に対して、法に規定する基準を遵守させ、かつ、生活環境の保全上の支障を生じさせるおそれのないようにするための具体的な手段、方法等について付す場合に記載すること。

例えば、中間処理に伴い生ずる排ガス、排水等の処理方法を具体的に指定することなどが考えられる。

なお、許可の条件を付した場合には、その理由と行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を通知等により申請者に示すこと。

エ 許可の更新又は変更の状況

(1) のエの例による。

オ その他

(ア) 許可証の住所は、市内であっても静岡県から記載すること。また、法人の組織表示

については、(株)、(有)等と省略せず、株式会社、有限会社等とすること。なお、交付にあたっては、課専用市長印を押印すること。

(イ) 表面に記載できない場合は、「別に記載のとおり」と記載し、裏面等にその内容を記載すること。

カ 許可証の記載例

別紙7のとおりである。

第5-3 許可証交付時の留意事項

(1) 許可証の交付

更新許可、変更許可及び書換えを伴う変更届又は廃止届に係る許可証は、旧許可証と引き換えに交付すること。

(2) 委託契約の締結の指導

委託基準に基づく適正な委託が行われるよう、排出事業者と産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者との間の二者契約及び排出事業者と産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者との間の二者契約を徹底するよう指導すること。

ただし、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を含む特別管理産業廃棄物収集運搬業者にあつては、上記の排出事業者に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)第2条第5項に規定する事業者を加えるものとする。

(3) 試験検査の実施の指導

試験検査の必要な産業廃棄物については、排出事業所が年1回以上実施すべきものであることを、処理業者に対しても周知すること。

(4) 各種報告義務の周知

処理業許可に係る届出のほか、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における処理の実績を記載した下記の報告書を提出しなければならないことを周知すること。

ア 産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)運搬実績報告書(静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則様式第5号)

イ 産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処分実績報告書(静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則様式第6号)

第5-4 標準処理期間

収集運搬業許可関係は40日、処分業許可関係は50日とする。

なお、標準処理期間は、適法な申請を処理することを前提として定めたものであり、不備

な申請は通常の態様の申請とみられないことから、通常要すべき標準的な期間の解釈として、標準処理期間には、申請書の補正に要する期間は含まれない。

また、申請者に対し書類の補正を指示した場合は、その経過を記録すること。

第6 申請者等の適格性の照会事務

次に掲げる（特別管理）産業廃棄物収集運搬業許可申請又は届出若しくは（特別管理）産業廃棄物処分業許可申請又は届出を受理した場合には、申請者等の適格性の照会を行う。

- ①新規許可申請
- ②更新許可申請
- ③変更許可申請
- ④届出のうち次に掲げる場合（対象法人等の新任役員等の照会をする。）
 - ア 法人の役員の変更
 - イ 法人の出資者等の変更
 - ウ 法定代理人の変更
 - エ 使用人の変更